

田野畑村災害援護資金貸付のご案内

申込期限：平成30年3月31日

1. 災害援護資金貸付の内容

平成23年東日本大震災により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯を支援するため、生活立て直しのための資金の貸し付けを行います。

2. 対象となる世帯（(1)～(4)に該当する世帯）及び貸付限度額

- (1) 被災日（3月11日）現在で、田野畑村内に住民登録をしていた世帯
(2) 次の損害の種類及び程度のいずれかに該当する世帯

損害の種類・程度 及び貸付限度額	家財及び住居に損害のない場合	家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合	住居が半壊・大規模半壊の場合	住居が全壊の場合	住居の全体が滅失・流失の場合
世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1か月以上の場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円	350万円
世帯主におおむね1か月以上の負傷がない場合		150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)	350万円

（住居の損害について）

- 被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、（ ）内の金額となります。
- 住居については、原則として自己所有が対象となります。ただし、賃貸住宅でも、住居全体の滅失・流失や、半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

（世帯主の負傷について）

- 岩手県内での震災による負傷が対象となります。

- (3) 世帯の平成21年分の総所得が次に定める額未満の世帯

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居全体が滅失・流失した場合は、世帯人数にかかわらず、1,270万円
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	

総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

- (4) 税金や公共料金、各種制度資金等の延滞がない世帯

3. 貸付条件

利率	据置期間	償還期間
連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% (据置期間中は無利子)	6年 (特別の事情がある場合は8年) ¹	13年 (据置期間を含む)
償還方法		連帯保証人 ²
年賦または半年賦	元利均等償還(繰上償還可)	立てる場合：1名必要

1「特別な事情」について

被災により世帯主の方が死亡した場合や住居が全壊した場合、市町村民税非課税世帯の場合などが該当します。

2「連帯保証人」の要件について

- 能力者であること。
- 弁済の資力を有すること。
- 原則として村内に居住している方であること。(村内に保証人となるべき者がいない場合には他市町村居住者も可)
- 借入申込人と同一世帯の方でないこと。
- 連帯保証人が災害援護資金の借受人又は借入申込人でないこと。
- 連帯保証人は、複数の借入申込人の連帯保証人でないこと。

裏面につづく

4. 申し込みについて

(1) 申込人 被害を受けた世帯の世帯主（主としてその世帯の生計を維持する方）

(2) 必要書類（ :必ず必要な書類 :状況により必要な書類）

申し込みに必要な書類	申込人	連帯保証人
災害援護資金借入申込書（所定の様式で、登録してある印鑑の押印が必要）		
住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 ・被災の日の後、村外に転出している場合に必要です。 なお、申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものがが必要です。		
平成 21 年分所得証明書（他市町村発行） ・平成 22 年 1 月 1 日現在、村外に住民登録をしていた場合に必要です。 なお、申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものがが必要です。		
平成 22 年分給与と所得の源泉徴収票または所得税確定申告書の控え		
診断書 ・世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合に必要です。		
り災証明書（税務課で発行 火災被害の場合は各消防署で発行） ・住居に半壊以上の被害がある場合に必要です。		
保護証明書（宮古保健福祉環境センター福祉課で発行） ・生活保護受給世帯の場合に必要です。		

被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

5. 審査について

受け付け後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容および添付書類を精査のうえ、必要に応じて調査を行います。なお、書類に不備があった場合は、再度、書類の提出等をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。

6. 貸し付けの決定及び借用書等の提出について

- (1) 審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「貸付決定通知書」をお送りします。不承認となった場合は「貸付不承認決定通知書」をお送りします。重複申し込み、連帯保証人の確認等を行うため、申し込みの受理後、通知書をお送りするまでは、おおむね 2 週間程度かかります。
- (2) 貸し付けの決定を行った方には、あらためて窓口までお越しいただき、次の書類を提出していただきます。なお、詳しい手続き方法については「貸付決定通知書」にてご連絡させていただきます。

貸し付けの決定後に必要な書類	
借用書（所定のもの）	預貯金通帳のコピー （貸付金の振込口座となるもの）
印鑑証明書（借受人のもの）	印鑑証明書（連帯保証人のもの）

7. 貸付金の振り込みについて

貸付金の振り込みは、借用書等が提出されてから、2～3週間後となります。

8. 申し込み先・お問い合わせ先について

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1

田野畑村役場 政策推進課復興対策室 電話：0194-34-2111